

第 318 回愛媛海区漁業調整委員会議事録

1 開催日時 令和 8 年 6 月 15 日（月）14：54～15：32

2 開催場所 松山市二番町四丁目 4 番地 2
NOSAI えひめ 5 階 第 1・2 会議室

3 出席者

(1) 委員 立花弘樹 網江正安 川上昭二 喜田ヒサ子 藤田一也
林喜代行 塩田浩二 平井義則 對尾眞也 金子丈広
三好 猛 竹ノ内徳人 木和田権一

(計 13 名)

(2) 県 農林水産部水産局水産課 中島課長
逢阪主幹 (事務局長)
納田漁業調整係長
東予地方局水産課 成田課長
東予地方局今治支局水産課 中村課長
中予地方局水産課 宇野課長
南予地方局水産課 薬師寺課長
南予地方局愛南水産課 黒野課長
南予地方局八幡浜支局水産課 関課長

(計 9 名)

(3) 事務局 富士事務局次長 大谷書記 松本書記

(計 3 名)

(4) 傍聴者 なし

4 付議事項

(1) まさば及びごまさば太平洋系群並びにぶりに関する令和 8 管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）

【結果】諮問内容のとおり定めてして差し支えない旨答申

(2) 新規の許可等について（諮問）

【結果】諮問内容のとおり定めてして差し支えない旨答申

5 報告事項

(1) くろまぐろに関する令和 8 管理年度における都道府県別漁獲可能量及び知事管理漁獲可能量の変更について

(2) 令和 8 年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会について

6 その他

7 議事の内容

1 開会

富士次長 定刻前でございますが、本日御出席の委員の皆様がお揃いになりましたので、ただいまから、第318回愛媛海区漁業調整委員会を開催します。

本日は、福島委員が御都合により欠席ですが、委員定数15名に対し13名の委員の方に御出席いただいておりますので、委員会事務規程第5条第1項の規定により、委員会は成立していることを御報告いたします。

会議に入ります前に、配付資料の確認をさせていただきます。資料につきましては、1枚ものの次第と愛媛海区漁業調整委員会委員名簿、ホッチキス留めした資料1から資料4、1枚ものの令和8年度各種海区漁業調整委員会スケジュールでございます。お揃いでしょうか。

それでは、同規程第4条第1項の規定によりまして、会の進行を立花会長にお願いいたします。

よろしくお願いします。

2 会長挨拶

立花会長 皆さんこんにちは。

委員の皆様には、お忙しいところ、御出席をいただき誠にありがとうございます。

また、平素は当委員会の運営に何かとお力添えをいただいておりますことを改めて御礼を申し上げます。

さて、本日は付議事項として、事前に御案内申し上げましたとおり、まさば及びごまさば太平洋系群並びにぶりに関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について、新規の許可等についての諮問2件を御審議いただくことになっております。

また、このほか、くろまぐろに関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量の変更についてなど計2件の報告事項もあります。

どうぞ、慎重な御審議と適切な御決定を賜われますよう、お願い申し上げます。

なお、今年度初めての委員会ということで、事務局及び県職員に異動があったようですので、事務局から紹介していただけますか。

逢阪主幹 事務局長の逢阪でございます。

少しお時間をいただきまして、今年度異動のありました職員について、御紹介させていただきます。

まず、本庁水産課でございますが、中島課長が今治支局水産課から異動しており、私が漁場管理係長から主幹に異動し、事務局長となっております。富士漁場管理係長が農政課から異動し、事務局次長となっております。

次に、地方局に移ります。今治支局水産課の中村課長が水産研究センターから、南予地方局水産課の薬師寺課長が八幡浜支局水産課から、愛

南水産課の黒野課長が新任の課長として南予地方局水産課から、八幡浜支局水産課の関課長が水産研究センターからそれぞれ異動となっております。

本年度は、ただいま紹介したメンバーを新たに加えて、本委員会の必要な事務と円滑な会議の運営に努めてまいりますので、御指導のほど、よろしくお願いします。

以上でございます。

立花会長 ありがとうございました。

3 議事録署名人選出

立花議長 それでは、議事に先立ちまして、議事録署名人を選出します。恒例により、私から指名させていただきます。

本委員会の議事録署名人は、林委員さんと喜田委員さんの御両名にお願いします。

4 （１）第１号議案（まさば及びごまさば太平洋系群並びにぶりに関する令和８管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について（諮問））

立花議長 これより、議事に入ります。第１号議案、まさば及びごまさば太平洋系群並びにぶりに関する令和８管理年度における知事管理漁獲可能量の設定についてを議題とします。

事務局から、説明願います。

富士次長 それでは、資料１の１ページを御覧ください。

知事からの諮問文を朗読します。

（ 諮問文朗読 ）

諮問内容の詳細については、水産課から、説明をお願いします。

納田係長 （ 資料に基づき説明 ）

立花議長 説明が終わりましたので、委員の皆様に御意見をお伺いします。

委員一同 （ 意見なし ）

立花議長 御意見がないようでございますので、お諮りをいたします。

第１号議案、まさば及びごまさば太平洋系群並びにぶりに関する令和８管理年度における知事管理漁獲可能量の設定につきましては、諮問のとおりの内容で決定して差し支えない旨、答申することに御異議ございませんか。

委員一同 （ 異議なし ）

立花議長 異議がないようですので、そのように決定します。

4 (2) 第2号議案(新規の許可等について(諮問))

立花議長 続きまして、第2号議案、新規の許可等についてを議題とします。
事務局から、説明願います。

富士次長 それでは、資料2の1ページを御覧ください。
知事からの諮問文を朗読します。
(諮問文朗読)
諮問内容の詳細については、水産課から、説明をお願いします。

納田係長 (資料に基づき説明)

立花議長 説明が終わりましたので、委員の皆様に御意見をお伺いします。

委員一同 (意見なし)

立花議長 御意見がないようでございますので、お諮りします。
第2号議案の新規の許可等については、諮問のとおりの内容で決定して
差し支えない旨、答申することに御異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

立花議長 御異議がないようですので、そのように決定いたします。

5 報告事項(1) くろまぐろに関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量 の変更について

立花議長 以上で、事前にお知らせしておりました付議事項が終わりましたので、
次に報告事項に移ります。
くろまぐろに関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量の変
更についてを報告願います。

富士次長 報告の内容につきましては、水産課から、説明をお願いします。

納田係長 (資料に基づき説明)

立花議長 報告が終わりましたが、ただいまの報告につきまして御質問等がござ
いましたら、お伺いをいたします。

平井委員 ちょっとお伺いしたいのですが、小型のまぐろの分で、4月から5月
が15トンじゃないですか。6月はまだ済んでいませんが、今どれくらい
揚がっているか教えてもらえたらと思うのですが。

納田係長 令和8年6月9日現在で、合計 5.9 トン漁獲されております。そのうちの承認が 0.3 トン、あとは混獲として 5.6 トンです。

平井委員 混獲で 5.6 トン、合わせて 5.9 トンですか。

納田係長 はい。

平井委員 今日なんで質問したかと言いますと、混獲枠で 3 つの市場が 3.3 トンずつ分けたじゃないですか。この間、報告がありまして、愛媛県漁協の市場なんですけど、大体 3 トン揚がったので、当然水揚げをストップして、残りの 300 キログラムぐらいはもうじき揚がってしまうから、最初から獲らずにおけよとなっているんです。

それで、これ追加配分となっているじゃないですか。これは、それ以上の配分はしないということなんですか。一旦は 15 トンに達していないから、次に繰り越すということなのか。

追加配分があれば、もし、混獲枠に回してもらえるのなら回してもらいたいし、回してもらえないのだったら、愛媛県漁協も水揚げをストップしないといけないのですが。

納田係長 愛媛県資源管理方針の別紙 1 の 3 の小型魚のところで、3 の (3) のところに漁獲可能量が万が一知事管理漁獲可能量を超えており又は超えるおそれがあると知事が認めた場合は、本県の当初配分のおおむね 1 割を残し、必要とする漁獲可能量を当該知事管理漁獲可能量に配分するものと規定をしております。

このことから、留保枠を必要であれば、第 2 四半期や第 3 四半期に配分することも可能と考えておりまして、それが必要であればそのように処理をして、その後の調整委員会において御報告させていただきたいと思います。

平井委員 ありがとうございます。

そうしたら、第 2 四半期や第 3 四半期の時に希望を言ったら審議してくれるということですかね。

納田係長 はい。今は第 4 四半期で区分されているのですけれども、必要に応じてそのように対応できるかと考えております。

平井委員 そうしたら、もし必要があると言って 7 月から 9 月の分ですよ。1 トンですが、どのようにしたらいいのですか。必要があると思うんですよ、私たちとしては。いつ申請したらいいですか。申請と言っても、そ

ちらに話を持っていく時期を言ってもらえたら、はっきりして分かりやすいのですが。

追加配分があれば、回していただければということです。

逢 阪 主 幹 ただいまの件は承認枠の話、混獲枠の話で、そこは、くろまぐろの資源を活用する話合いの中で整理がされているところです。留保枠を漁獲可能量に追加することと混獲枠の整理は、一旦は別に、これまで整理をしてきているところですので、そこは現場での調整が必要になると思っています。漁業者の皆様と協議をしながら整理をしていきたいと思っています。

平 井 委 員 わかりました。ぜひ、そうしてください。

立 花 議 長 皆さん他にありませんか。

委 員 一 同 （ 意見なし ）

5 報告事項（２）令和８年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会について

立 花 議 長 特に御意見がないようでございますので、次に令和８年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会について、報告願います。

大 谷 書 記 （ 資料に基づき説明 ）

立 花 議 長 報告が終わりましたが、ただいまの報告について、御質問等がございましたら、お伺いします。

委 員 一 同 （ 意見なし ）

6 その他

立 花 議 長 特に質問はないようですので、以上で報告事項を終わります。
以上で、事前にお知らせをしておりました議題は全て終了しましたので、その他に入らせていただきます。

事務局から何かありますか。

富 士 次 長 事務局から、今後の各連合海区及び広域漁業調整委員会の日程等について、簡単に御説明します。

（ 資料に基づき説明 ）

立花議長 説明が終わりましたが、ただいまの説明について、御質問等がございましたら、お伺いします。

平井委員 ちょっと聞きたいのですが、土予連合は高知県の方は来るのですか。話し合いをするとのことですが、高知県は来るのですか、職員などは話し合いに来るのですか。

逢阪主幹 例年、本県の方から高知県への働きかけはさせてもらっています。瀬戸内海漁業調整事務所の協力も視野に入れ、話をしている状況ではございますが、今のところは、連調委の開催まではなかなかつながっていないのが現状です。

平井委員 分かりました。

立花議長 それでは、その他御意見ございませんか。

委員一同 （意見なし）

立花議長 それでは、質問がないようですが、私の方から1点よろしいでしょうか。

皆さん御承知のとおり、機船船びき網の議案の件が新聞に出たことについて、県の方から流れというか、説明をしていただくことはできますか。

納田係長 宇和海北部海域におけるいわし、あじ、さば機船船びき網漁業の操業区域の拡大について、御報告します。

令和8年3月4日開催の第317回愛媛海区漁業調整委員会において、宇和海北部海域におけるいわし、あじ、さば機船船びき網漁業の操業区域の拡大についてお諮りし、諮問のとおりの内容で差し支えない旨の決定をいただき、その後、許可の進めを進めていたところですが、拡大する範囲と操業区域が重なるはえ縄漁業者等の集会において、地元での調整が図られていないなどとして、4月20日に県に対し、操業区域の拡大に反対する異議申立書の提出がありました。

県としましては、当該改正は地元の漁業調整が図られていることが前提であり、関係者からは合意形成が十分ではなかったとの意見もあったことから、関係漁協と協議の上、許可申請者に対して漁協を通じて許可申請を取り下げるよう促し、全ての申請者が取下げをしたところです。

今後、当該関係者間において協議が行われると聞いており、地元の漁業調整が適切に図られた段階で、改めて本委員会にお諮りすることとな

りますので御承知おきください。

なお、地元での調整の結果によっては、拡大する範囲を変更する手続が必要となる場合もあることから、その際は改めて許可の内容等についてお諮りします。

以上でございます。

立花議長　　今の説明について、皆さん何か質問等はございますか。

平井委員　　これは、本来ならば福島委員さんが来た時に話すことがいいのですが、いつ来られるかもわからない、この会議も1月に1回やるわけでもないので、今、立花会長さんが言われたように今日聞くというのが妥当は妥当だと思います。

とにかく、今回のことは私も残念でたまらないんですよ。こういうやり方をやってもらおうと困る。特に福島委員には。委員を信用して、県も信用した。私らも信用して、承認をしたという経過なので、よく反省をしてもらって、話し合いをしてもらって、しっかりした案ができてから挙げてもらいたいのが私の意見です。

立花議長　　今、平井委員が言われたように、こういう話は漁業者主体ということなので、トップダウンの話はなかなか難しいと思います。やはりボトムアップで、下から上がってきた話で、それを順序を経て承認するものだと思います。本委員会に挙がって、結局はこういう形で取下げをしなくてはいけないというのは、言い方は悪いのですが、ちょっと不細工な話にはなっているといえますか、そこをしっかりと福島委員には私も何度か話をしましたので、県の方とも話をしながらですね、きれいな形で行くように。本当に本委員会に上がって、このような形で取下げというのは格好のいい話ではないと思いますので、そこはしっかり詰めていくべきだと思いますし、平井委員の言われたように反省できるところは反省していただいて、いい方向に向いていくようにですね、調整委員会も進めていけたらと思っております。

皆さん他に何かございませんか。

三好委員　　さわらの操業区域の件で少しずつ話をしているみたいなんですけれども、地元の調整がうまくいけば、通りやすいというか、完結するというか、自分たちで決定さえすれば、ここに挙げていただいて、皆さんの承認をもらえたらという、そういう手順が必要ということですか。

中島課長　　地元の意見と言いますか、燧灘であれば他の漁業種類があります。例えば、底びき網とか、船びき網とか、ごち網とかいろいろな漁業種類が

あると思うんですけど、そういった漁業種類の方たち全員で話し合っ
て、同意が得られれば、それを例えば燧灘の漁業協議会から県なり海区漁業
調整委員会に要望書を提出いただければということになります。

三好委員 燧灘東部でそういう話があるんですけど、話がまとまったら、そっ
ちへ挙げていったらいいのですか。

中島課長 小型機船底びき網などは操業区域が広く、他の地区と重なっている
ので、燧灘東部だけではなく、今治・越智地区の同意も必要になります。
なので、燧灘全体の協議会で同意が得られればということです。

平井委員 広げたい者ばかりが集まれば、賛成も反対もないと思いますが、ま
ずは話し合いから始めなければいけない。

立花議長 三好委員よろしいですか。

三好委員 はい。

立花議長 事務局からは、何かございますか。

富士次長 特にございません。

立花議長 それでは、質問もないようですので、全ての事項が終了しましたので、
これをもって本日の委員会を閉会いたします。

本日は慎重なる御審議を賜り、誠にありがとうございました。委員の
皆様方の御協力により第318回海区漁業調整委員会を滞りなく終了でき
ましたことを感謝申し上げます。今後とも愛媛県漁業の健全な発展と円
滑な漁業調整に向け、引き続き御理解と御協力をよろしくお願い申し上
げます。

以上を持ちまして閉会させていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

15時32分 閉会